

減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び
法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正（第1条関係）
二酸化炭素の貯留事業に関する法律に規定する試掘権について、その耐用年数を6年とすることとする。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条関係）
- 二 法人税法施行規則の一部改正（第2条関係）
法人が貸借対照表に記載する科目に試掘権を追加することとする。（法人税法施行規則別表関係）
- 三 この省令は、令和6年11月18日から施行することとする。（附則関係）